



農地バンクは 地域農業の未来を 応援します！

(農地所有者の声)

農地を
相続したけれど
自分では作れない

高齢になったので
田んぼを誰かに
作ってもらいたい

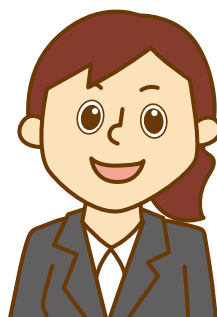
農地のことでお悩みの方は、
農地バンクにご相談ください！

令和4年3月末で県内では約**11,700ha**の
農地でご利用いただいております。

(担い手の声)

農地を借りて
規模拡大をしたいけれど
賃借料の精算が大変

農地を集約して
作業を効率化
したい

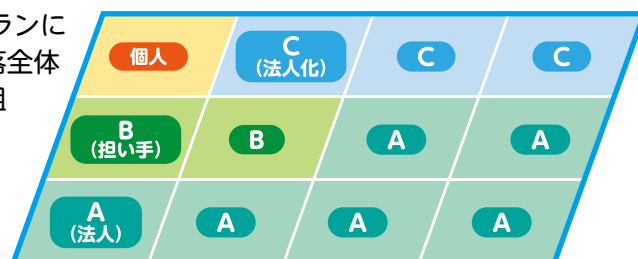


農地バンク活用の集積・集約のイメージ

〈活用前〉



〈活用後〉



人・農地プランに
基づき集落全体
で取組



農地バンク
とは

農地の貸し借りを仲介する国の農地中間管理事業を担う「農地中間管理機構」のことで。農地バンクは分散している農地を借り受け、まとまりのある形で担い手へ貸し付ける「信頼できる農地の中間的な受け皿」です。本県では公益財団法人福島県農業振興公社が県知事から指定を受けています。



福島県・公益財団法人 福島県農業振興公社

令和4年7月作成

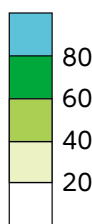
福島県の農地集積状況と農地バンクの実績

担い手への農地集積状況 (農地バンク以外の農地集積も含む。)

集積率(県全体)

H25末	R3末	R13(目標)
24.6%	39.5%	75%以上

(担い手への集積面積÷耕地面積)



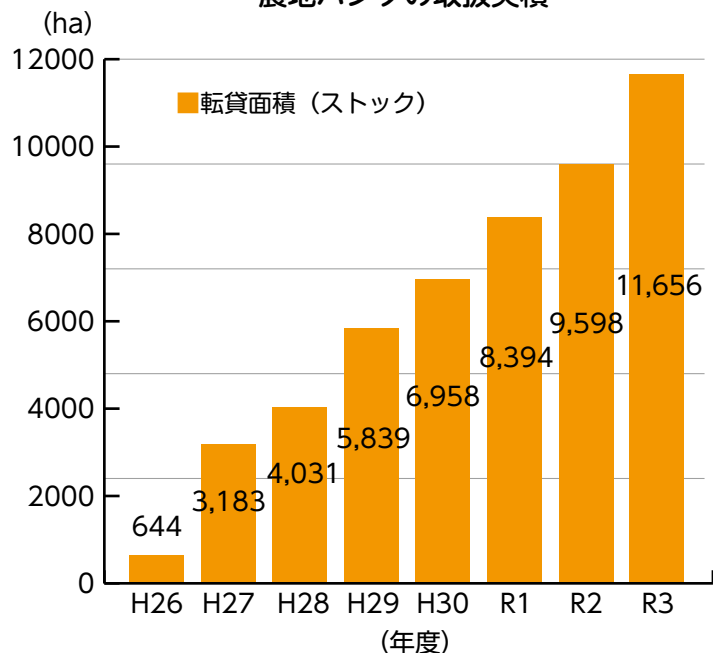
県が定めた集積目標に向け、今後さらに担い手に農地を集め、地域の農地を有効活用していく必要があります。

※ 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村については、東京電力福島第一原発の事故の影響により調査が困難であったため、平成22年3月末現在の数値を使用。

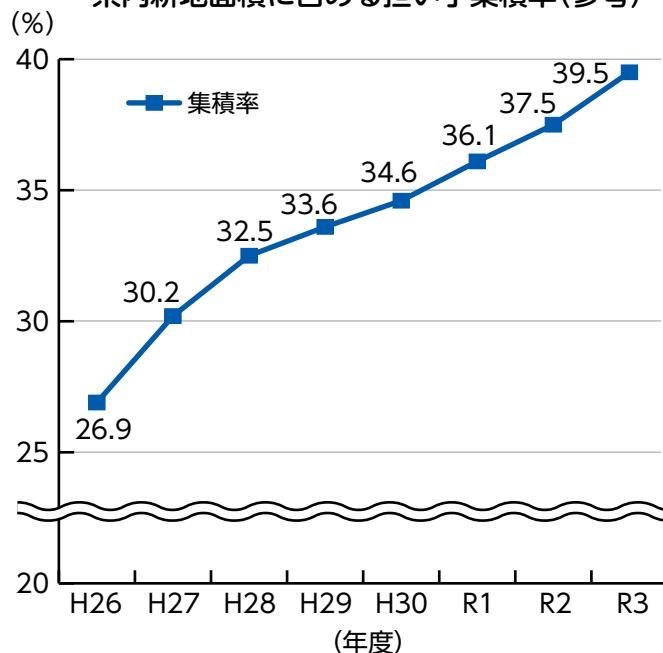
出典：農地中間管理機構の実績等に関する資料（令和2年度版・農林水産省）

農地バンクの転貸実績の推移

農地バンクの取扱実績



県内耕地面積に占める担い手集積率(参考)



農地中間管理事業について

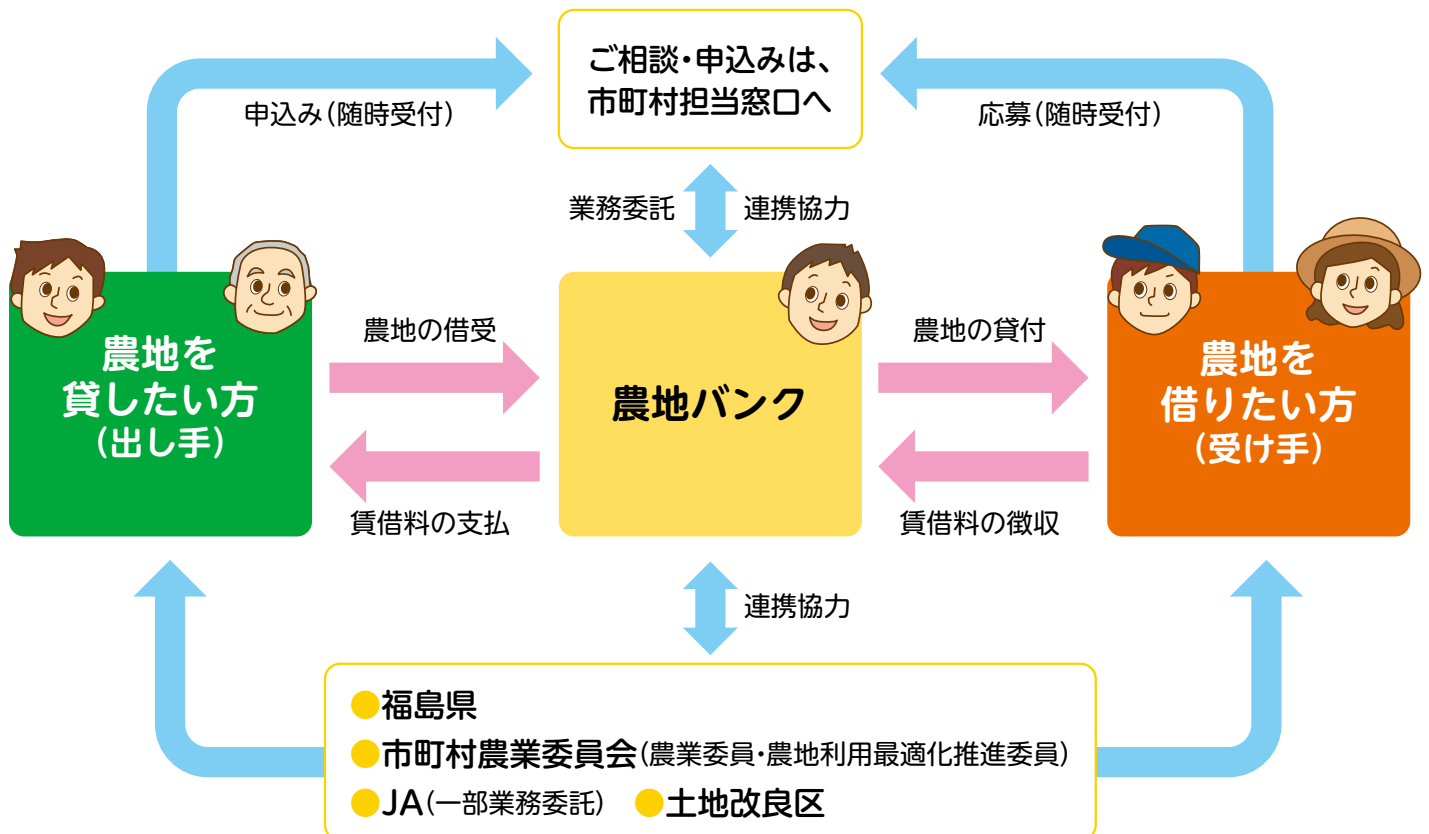
I 農地中間管理事業とは

農地バンクが、地域内の分散した農用地等を出し手から借り受け、まとまりのある形で担い手(以下、受け手と記載)に長期間貸し付ける事業です。(受け手同士の耕作地の交換(集約化)も行います。)

II 対象となる事業区域は

線引き都市計画の市街化区域以外です。

III 農地中間管理事業のしくみ



IV メリット (協力金等は一定の条件を満たす必要があります)

① 地域のメリット

- ◆ 地域の農業の発展が期待できます。
- ◆ 「地域集積協力金」が交付されます。

② 出し手のメリット

- ◆ 安心して農地を貸し出せます。
- ◆ 「経営転換協力金」が交付されます。(令和5年度まで)
- ◆ 農業者年金の加算付年金を受給できます。
- ◆ 贈与税・相続税・不動産取得税の納税猶予が継続できます。
- ◆ 固定資産税の軽減措置が受けられます。

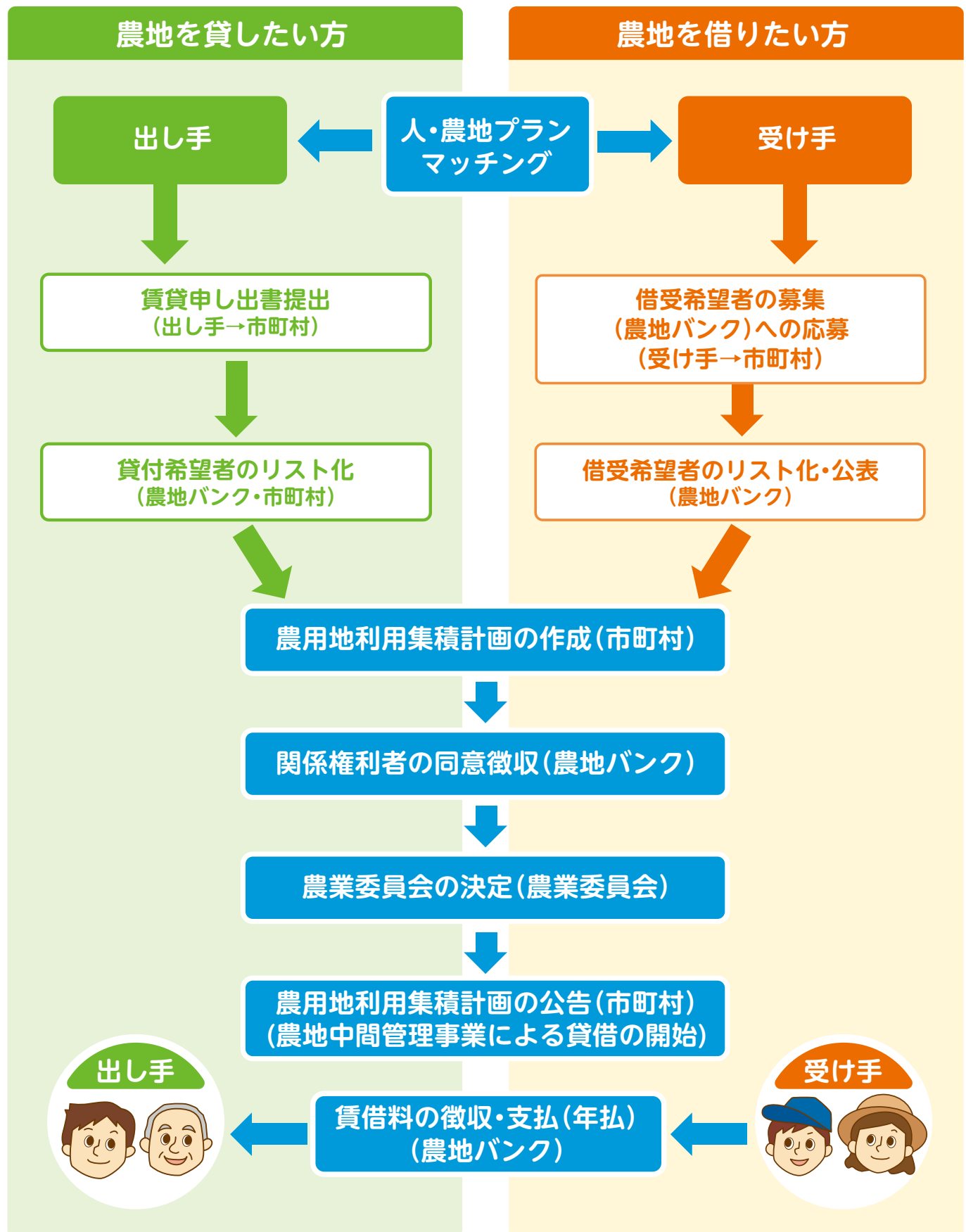
③ 受け手のメリット

- ◆ 出し手の事情(相続等)に煩わされることなく、長期の借入が可能となり、農地の集約化により経営が効率化します。
- ◆ 多くの出し手との契約でも、賃借料の精算は農地バンクが行うので事務が軽減されます。
- ◆ さまざまな補助事業において、農地バンクの活用実績が必須条件とされたり、採択ポイントアップや補助金額が加算される仕組みとなっています。

(詳しくは農林事務所・農業普及所へ)

農地中間管理事業の主な流れについて

新規に契約する場合



農地バンク事務手続き等Q&A

Q 人・農地プランはなぜ必要なのですか。

A 農業者の高齢化や耕作放棄地の拡大が進んでおり、それらの問題を解決する必要があります。人・農地プランは、地域が抱える問題を解決し、農地を次世代へ引き継いでいく「未来の設計図」のため、地域みなさんで考え、実践していく必要があります。

Q 手数料はかかりますか。

A 農地バンクは受け手から賃借料を徴収し、出し手に賃借料をお支払いする仲介役を担っております。そのため、契約に当たってはそれぞれに徴収・支払い先の口座を指定していただきます。手数料については契約1件ごとに賃借料の1%相当(下限800円、上限8,000円)がかかります(賃借料が800円未満の場合には頂戴しません)。複数の契約本数がある方は、借入契約・貸付契約それぞれの手数料合計額が8,000円を超える場合にはその超過額は免除されます。

Q 賃借料や契約期間の決め方を教えてください。

A 賃借料は、出し手・受け手の意向を踏まえて機構が決定します。契約期間は、原則10年以上としています。ただし、やむを得ない事情がある場合は5年以上でも可としています。

Q 契約期間中の賃借料の変更はできますか。

A 賃借料変更は、1,000円/10a以上の変更がある場合に可能です。ただし、

- 基盤整備事業実施中の地区
- 市町村農業委員会の賃借料の平均値を用いる場合
- 農用地利用改善団体(営農改善組合等)の総会等で議決された賃借料を用いる場合

は、例外として変更することが可能です。



Q 賃借料を物納とする契約は可能ですか。

A 物納での契約はできません。ただし、契約後に農産品支払に変更することは可能です。

Q 農地を転貸又は売買するために契約期間中に農地を返還してもらえますか。

A 出し手・機構・受け手の3者で合意解約ができれば契約期間中でも農地を返還することができます。この場合、解約理由により解約手数料(6,000円)がかかる場合があります。
※協力金の返還が生じる場合もありますので御留意ください。

Q 出し手死亡により相続が発生した場合、契約はどうなりますか。

A 相続があっても農地バンクの中間管理権(賃借権・使用貸借)は維持します(出し手の名義変更のみ)。したがって、農地バンクから受け手への賃貸借契約にも変更はありません。

機構集積協力金について

地域集積協力金

人・農地プランの策定地域を対象として、地域内の農地を農地バンクに貸し付け、受け手へ農地集積・集約した成果（活用率）に応じて、地域に協力金が交付されます。

交付要件

- 交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること。※1
- 6年以上の貸借契約が必要。等

※1 担い手が不足する地域であって、新規就農者や地域外からの新規担い手を受け入れる場合は5%以上。ただし、目標達成計画を策定し10%以上を目標年度までに達成。

※2 中山間地域の適用を受けるためには、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置づけられる必要があります。

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域※2	
区分1	20%超40%以下	4% 超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15% 超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30% 超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50% 超80%以下	2.8万円/10a
区分5		80%超	3.4万円/10a

集約化奨励金

人・農地プランの策定地域を対象として、農地バンクからの転貸により、農地の集約化に取り組む地域に奨励金が交付されます。

交付要件

- 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。
- 6年以上の貸借契約が必要。等

協力金・奨励金の使い道は
地域で決めることができます

- 共同で利用する農業機械の購入費等や購入積立金
- 農道や水路の修繕に必要な資材費
- 集落営農組織の法人化に向けた資金。等

	地域の団地面積の割合	交付単価
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	

経営転換協力金

以下に該当する農業者等が、農地バンクに農地を貸し付ける際に協力金が交付されます。

- 農業部門の減少により経営転換する農業者
- リタイアする農業者
- 農地の相続人で農業経営を行わない者

交付要件 農地を10年以上農地バンクに貸し付けること。 等

	交付単価	上限額
令和4・5年度※ (令和6年度以降は廃止)	1.0万円/10a	25万円/1戸

※令和4・5年度は地域集積協力金、集約化奨励金と一体的に取り組む場合のみ交付対象となります。

詳細な内容の
お問い合わせは
最寄りの市町村又は
各農林事務所へ



農地中間管理事業を活用し「人・農地プラン」を実現しよう

「人・農地プラン」とは？

農業者の話し合いに基づき、当該地域における農業の将来の在り方や地域において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）などを明確化し、市町村により公表されたもの。

プランの実現

農地中間管理事業の活用

- ◆ 農地を効率的かつ有効に利用
- ◆ 地域を中心となる経営体（担い手）の経営基盤の安定化

「人・農地プラン」の作成手順

1 アンケートの実施

対象地区内の農業者の年齢や後継者の有無等といった地域の状況がわかるようにアンケートを行う。

2 現況把握

アンケート等で把握した状況を地図に落とし込み、話し合いに活用する。

3 将来についての話し合い

地域の様々な話し合いの機会を活用し、将来、地域の農地を誰に担ってもらおうかについて話し合う。

4 話し合いの結果をまとめる

誰が将来にわたって地域の農地を担っていくのかの話し合い結果を、市町村がプランにまとめて公表する。

地域の皆さんでプランをよりよいものにしていき、
地域の農業の未来を考え、実践していきましょう。



人・農地プランの策定地域又は 中心経営体を対象とする支援措置

- ◆ 機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金
- ◆ 農地利用効率化等支援交付金（機械導入等）
- ◆ 農地耕作条件改善事業（高収益作物転換型等）
- ◆ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
- ◆ スーパーL 資金の金利負担軽減措置 など



お問い合わせ先

〈受付時間／平日 8:30～17:15〉

市町村・担当部署名	電話番号	地域マネージャー	電話番号
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係	024-525-3740	福島拠点 (県北農林事務所駐在)	080-3754-3063
川俣町 農林振興課 農業振興係	024-566-2111 (内線1503)		
伊達市 産業部 農政課 農業担い手係	024-573-5635	伊達拠点 (伊達農業普及所駐在)	080-3754-3064
桑折町 産業振興課	024-582-2126		
国見町 産業振興課	024-585-2890		
二本松市 産業部 農業振興課	0243-55-5116	安達拠点 (安達農業普及所駐在)	080-3754-3066
本宮市 産業部 農政課 農政係	0243-24-5385		
大玉村 産業課 農政係	0243-24-8107		
郡山市 農業政策課	024-924-2201	郡山拠点 (県中農林事務所駐在)	080-4872-8531
田村市 産業部 農林課 農政係	0247-81-2511	田村拠点 (田村農業普及所駐在)	080-3754-3067
三春町 産業課 農林グループ	0247-62-2112		
小野町 産業振興課	0247-72-6938		
須賀川市 経済環境部 農政課	0248-88-9138	須賀川拠点 (須賀川農業普及所駐在)	080-3754-3068
鏡石町 産業課	0248-62-2118		
天栄村 産業課 農地係	0248-82-2102		
石川町 農業委員会	0247-26-9129		
玉川村 産業振興課	0247-57-4627		
平田村 産業建設課	0247-55-3116		
浅川町 農政課	0247-36-1183		
古殿町 産業振興課	0247-53-4613		
白河市 産業部 農政課	0248-22-1111 (内線2254)	県南拠点 (県南農林事務所駐在)	080-3754-3069
西郷村 産業振興課 農政係	0248-25-1116		
泉崎村 産業経済課	0248-53-2430		
中島村 企画振興課	0248-52-2113		
矢吹町 産業振興課 農業委員会事務局	0248-42-2115		
棚倉町 産業振興課 農林係	0247-33-2113		
矢祭町 事業課 産業グループ	0247-46-4576		
塙町 農林推進課	0247-43-2118		
鮫川村 農林商工課	0247-49-3113		
会津若松市 農政部 農政課	0242-39-1253	会津若松拠点 (会津農林事務所駐在)	070-1574-3562
磐梯町 農林課 農地係	0242-74-1217		
猪苗代町 農林課 農業振興係	0242-62-2116		
喜多方市 農業振興課	0241-24-5235	喜多方拠点 (喜多方農業普及所駐在)	080-3574-3070
北塩原村 農林課	0241-23-1334		
西会津町 農林振興課 農業委員会	0241-45-4531		
会津坂下町 産業課 農林振興班 農地管理係	0242-84-1534	両沼拠点 (会津坂下農業普及所駐在)	080-3754-3071
湯川村 産業建設課	0241-27-8840		
柳津町 地域振興課	0241-42-2116		
三島町 産業建設課	0241-48-5566		
金山町 農林課 農政係	0241-54-5321		
昭和村 産業建設課	0241-57-2117		
会津美里町 産業振興課	0242-55-1191		
下郷町 農林課 農政係	0241-69-1188	南会津拠点 (南会津農林事務所駐在)	080-3754-3073
檜枝岐村 産業建設課	0241-75-2501		
只見町 農林建設課 農林係	0241-82-5230		
南会津町 農林課	0241-62-6220		
相馬市 農林水産課	0244-37-2147	相馬拠点 (相双農林事務所駐在)	070-1582-6920
南相馬市 農政課再生係	0244-24-5261		
新地町 農林水産課	0244-62-2194		
いわき市 農林水産部 生産振興課 担い手支援係	0246-22-1148	いわき拠点 (いわき農林事務所駐在)	080-3754-3074

※原子力被災12市町村の農地については、下記〈本社〉被災地域対策室までお問い合わせください。

◆公益財団法人 福島県農業振興公社（農地バンク）

〈本社〉中通り・会津担当 TEL024-521-9845 浜通り担当 TEL024-521-9843 被災地域対策室 TEL024-503-0421

公益財団法人福島県農業振興公社ホームページ <http://fnk.or.jp/>

◆福島県農林水産部農業担い手課 TEL024-521-7381 ◆福島県農林事務所農業振興普及部・農業普及所 ◆JA

当公社が一番大事にしているものを社是として定めました。

和顔愛語

（読み）わけんあいご

（意味）和やかな笑顔と優しい言葉で相手に接すること